

別紙 コミュニティ審議会の委員名簿と経過(平成21年10月以降)

コミュニティ審議会委員名簿

任期 平成20年1月28日～平成22年 1月27日

委員

相川 征治	会長 起草部会長
狼 正久	会長代理
梅谷 秀治	人材部会長
川嶋 英幸	
佐藤 隆雄	
鈴木 智子	
阿部 洋己	
河村 栄夫	地域まちづくり協議会部会長
酒井 邦夫	
島田 鋈次郎	
高橋 義武	
龍田 進	行政連絡員部会長
富田キヨ子	
長岡みつ江	
稲見 義弘	全市推進組織部会長
渡辺 雅美	

コミュニティ審議会経過

コミュニティ審議会本会議開催実績

平成20年 1月28日	平成19年度第1回コミュニティ審議会 委嘱状交付及び審議会
平成21年10月20日	平成21年度第4回コミュニティ審議会 答申内容の具現化について 新たなコミュニティ形成を図る推進策の具現化(建議)
平成21年12月15日	平成21年度第5回コミュニティ審議会 答申内容の具現化について
平成22年 1月19日	平成21年度第6回コミュニティ審議会 答申内容の具現化について 行政連絡員制度のあり方について(建議)

コミュニティ審議会勉強会開催実績

平成21年11月17日

起草部会開催実績

平成21年11月12日
平成21年12月10日
平成22年 1月14日

行政連絡員部会(平成21年10月以前も含む)

平成21年 1月27日
平成21年 3月12日
平成21年 5月15日
平成21年 6月23日
平成21年 7月29日
平成21年 9月 1日
平成21年10月30日

1. 昭和42年4月1日規則「流山市行政連絡員制度設置規則」により、昭和42年開始した。
2. 改正履歴：昭和51年10月、昭和52年8月、昭和53年8月、昭和56年4月、昭和63年4月
平成5年4月、平成16年12月

この中では、昭和51年10月には、社会情勢の変化に対応し行政サービスを充実するため行政連絡員への委嘱事務の改正が行われた。

この改正後、市議会で行政連絡員の委嘱事務である文書配布や行政連絡員の報酬に関し質問があり、コミュニティ審議会で長年にわたり審議が行われた結果、平成15年9月4日付けで「行政連絡員制度の見直しについて」の建議が行われた。

その内容は、以下の3項目である。

(1) 行政連絡員制度の廃止と文書配布事務の自治会への委託

(2) (仮称) 市政協力員制度の創設

(3) 自治会未加入者文書配布の自治会への委託

改正の趣旨は、以下の2つの面の混乱の解消であった。

① 業務の面では、行政連絡員は自治会長の兼務が80%以上であり、行政連絡員個人としての業務が自治会長指揮下の自治会業務として行われている。

② 報酬の面では、行政連絡員報酬を自治会長手当と誤解されているところもあり、且つ自治会業務として実施している班長などへ報酬を支給しているかが不明瞭であった。

なお、行政連絡員は、地域社会における市民主体の連帯に支えられたコミュニティの健全な目的達成のための活動を行う。とされていた。

上記の建議のうち、文書配布事務の自治会への委託及び自治会未加入者文書配布の自治会への委託は、実現したが、行政連絡員制度は存続し、従って(仮称)市政協力員制度の創設はならなかった。

建議が100%実現できなかった背景には、行政連絡員との調整、納得を得ることがうまくいかなかったと言われている。

→ 存続した行政連絡員への委嘱事務は大きく変化、減少し、多くは自治会へ委託の形となった。流山市自治会等交付金交付規則(平成16年12月17日規則第43条)が平成17年4月1日から施行され、行政文書等配布対象(自治会未加入世帯も含む)1世帯あたり年額200円が自治会へ交付されることになった。

その後、現在に至っているが、資料2で示すように、いくつかの問題点が浮かび上がってきた。

3. 行政連絡員への委嘱事務の変遷

	行政連絡員委嘱事務			自治会等交付金事務
	昭和42年4月	昭和51年10月	平成17年4月	平成17年4月
① 広報紙の発行	○			
② 回覧文書の配布	○	回覧文書等 ○		行政文書等回覧・配布
③ 転入転出についての指導及び統括的住民把握事務	○			
④ 環境衛生の指導	○	○		環境の衛生に関する協力
⑤ 美化に関する指導		○		美化に関する協力
⑥ 建築物等の申告奨励指導	○			
⑦ 日赤募金及び共同募金運動への協力		○		各種募金運動への協力
⑧ 防災に関する調査、連絡		○		
⑨ 災害に関する調査、連絡			○	
⑩ 市政情報の周知伝達			○	
⑪ 地域住民の連絡調整			○	
⑫ その他市長が特に必要と認める事項	○	○	○	○

4. 行政連絡員数の推移

年度	行政連絡員数	自治会数
平成15年	174	166
平成16年	175	167
平成18年	173	167
平成19年	175	170
平成20年	177	170
平成21年	177	170

なお、平成21年度までの6年間、同一人物が行政連絡員であった自治会は全体の2割強と推定(資料2)

行政連絡員不在の自治会は6

以上

1. 現在の行政連絡員制度(平成21年度行政連絡員・自治会ハンドブックから)

(1) 設置目的: 市行政の円滑な運営と市民福祉の増進を図る

← 行政事務の円滑な運営を図ることを目的とし、地域内の住民と行政とを結ぶパイプの役割を持つ

(2) 委嘱 : 自治会の推薦に基づき市長が委嘱

自治会の定義: 構成員及びその世帯員の福祉の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的として構成される団体をいう。

(3) 身分 : 非常勤の特別職公務員

(4) 任期 : 2年(再任を妨げない)

(5) 職務 : 当該自治会区域内における次の事務

- ① 市政情報の周知伝達に関すること
- ② 地域住民の要望等の連絡調整に関すること
- ③ 災害に関する被害の調査、連絡に関すること
- ④ その他市長が特に必要と認める事項

※その他市長が特に必要と認める事項とは

- ア 自治会未加入者に対する自治会加入促進
- イ 自治会未加入者対策の具体策を市長に提言する
- ウ 市民意識調査等の市等が行うアンケート調査の協力
- エ 市民活動団体等(自治会、NPOなど)の現状と課題の把握
- オ 市が主催する研修会等への参加

平成15年9月の建議により、回覧文書の配布、環境の衛生及び美化に関する指導及び日赤募金・共同募金運動への協力については自治会へお願いし、市政情報の周知徹底、地域住民の連絡調整、災害に関する調査、連絡を追加したのではないかと?

(6) 報酬 : 年間24,300円 行政連絡員個人への支給、所得税が発生。

平成16年度時点 均等割24,300円+世帯割@468円

平成17年度以降 均等割24,300円のみ行政連絡員へ、
従来の世帯割分は@200円とし自治会へ交付金として交付

2. 行政連絡員の活動状況と課題

(1) 行政連絡員の数、配置状況

① 行政連絡員は177名(平成21年6月現在)

② 自治会との関係を細かく見ると(自治会の推薦により市長から委嘱される行政連絡員であるから)

170自治会中、行政連絡員を置いていない自治会は6自治会で、会員数は16~35である。

行政連絡員が複数いる自治会 南流山 (3人、会員数1,140)

加台 (2人、会員数682) 平和台 (3人、会員数 733)

江戸川台東(5人、会員数1,726) 江戸川台西(5人、会員数 1,267人)

行政連絡員1名で会員数800以上の自治会は、12自治会で、最大会員数1,027である。

行政連絡員1名で会員数35以下の自治会は、9自治会あり、最小会員数は12である。

③ 行政連絡区域の設定としては、自治会の推薦を受けることから、現状自治会の範囲となっているが、会員数の大小に関係なく1名がほとんどで、自治会を行政連絡区域とすることは妥当とは言えない。又、自治会未結成区域(管理組合だけの区域も含む)に行政連絡員が不在であることについては、行政と地域のパイプ役として正常に機能しているならば、不在は問題となり、対策が必要である。しかし、小学校区ごとの地域まちづくり協議会の設立を急ぎ、そこをパイプ役にするにより、自治会未結成区域の問題は解決できよう。これにより、現状の1自治会1行政連絡員の改善も図れよう。

又、行政連絡区域については、自治会がかなりの職務を行っているとするれば、自治会の範囲と同じにする必要はないのではないかとと思われる。

(2) 行政連絡員と自治会長の関係

① 行政連絡員である自治会長は142名と行政連絡員全体の約80%を占めている。

② 自治会長との関係は、本質的に人格を異なるものであるから一律に自治会長=行政連絡員とすべきでもないとする。推薦する自治会の主体的な判断に任せるべきではなかろうか。

項目	自治会長	行政連絡員
身分	任意団体の代表者	非常勤特別職(市職員)
業務	自治会内の問題解決、自治会員の親睦	行政と地域のパイプ役
担当範囲	自治会加入世帯	自治会の区域
報酬	市からの報酬はなし	市からの報酬
決定方法	自治会の総意	自治会推薦、市長が委嘱

(3) 行政連絡員の在任年数など

- ①平成16年度から平成21年度の6年間、同一人物と推定される自治会は36あり、全体の2割強であり長期間同一人物が在任の事例が多く見られる。
- ②目立つ地域は、流山1～8丁目(5自治会)、東初石周辺(5自治会)、西初石周辺(4自治会)、松ヶ丘地区(3自治会)である。
- ③行政連絡員1名の推薦基準は、自治会の規模(江戸川台東自治会のように複数出ている自治会を除く)は、会員数 12～1027 と規模には無関係である。

(4) 行政連絡員の職務の執行状況は妥当か？

- ①現状の委嘱事務の大部分は自治会で行っていたりすることで、自治会のほうが有効に機能するのではないかと疑問である。行政が本腰を入れて、非常勤特別職(市職員)としてノルマを与えるのであれば、多少効果は出るかも知れない。行政連絡員自体が市職員という意識、覚悟を持っているか、確認したいところ。

②主な委嘱事務について見ると、

市からのアンケート調査への協力は極めて良好である。

市民意識調査*1	平成20年8月	177名中144名回答	回答率81.4%
行政連絡員制度関係	平成16年?	175名中140名回答	回答率80%

*1:一般市民3000名中1604名回答 → 回収率53.5%に比し高率

行政連絡員研修会への出席率はもっと高く。

開催日	出席者数	出席率	内容説明
平成15年 9月26日	174名中106名	出席率60.9%	建議内容説明
平成16年 6月、7月	175名中 72名	出席率41.1%	最終見直し案説明 (於相馬ユートピア)
平成18年10月21日	173名中131名	出席率75.7%	特別アンケート実施*2
平成19年11月17日	175名中111名	出席率63.4%	
平成20年10月18日	177名中 88名	出席率49.7%	
平成21年 6月 6日	177名中123名	出席率69.5%	定例アンケート*3
平成21年10月 3日	177名中106名	出席率59.9%	

*2 回答者 67名

*3 回答者87名 出席者中約71%

その他の会議(開催案内があったもの)への出席状況

自治基本条例市民フォーラム 平成21年7月18日

合計108名参加、このうち行政連絡員やNPOへの案内状による出席者は4割と推定。

日米国際地域分権フォーラム 平成21年8月 1日

後期基本計画策定に係るタウンミーティング 平成21年8月29日、9月5日

合計132名参加(行政連絡員は不明)

行政連絡員の出席率は多く見積もっても10%とほとんど出席していないと推定される。

災害情報など市への報告状況及び地域住民と行政との連絡調整事例

市の見解:行政連絡員の約8割が自治会長と兼務している

→ 自治会長が存在すれば、行政連絡員が積極的に必要とはならない。

以上から、行政連絡員が必ず必要とはならない。

3. 自治会へ委託された業務に関して

(1) 自治会等交付金制度(行政連絡員制度の改正に伴う)についての自治会の認知度は。

2006年9月時点では、125自治会中52自治会が交付金を正しく処理されているが認知度は低い。行政としては、絶えず周知徹底に努力すべきである。(役員1年交代の自治会が多いので)

(2) 自治会等交付金制度が、適切に会計処理されているか

2007年7月の自治会アンケートにおいて、有効回答85自治会中

自治会等交付金明記は 37自治会(金額まで明記は34)

自治会協力金と記載は 1自治会

行政連絡員手当と明記は 6自治会

どちらも記載なし 41自治会₇

自治会等交付金を自治会へ入れていると推定されるもの	2自治会
自治会等交付金を自治会へ入っていないと推定されるもの	6自治会

適正処理でないと推定される自治会が無視できない数存在している。

→ 自治会等交付金は税金から交付される公金であることから、行政としても適切な会計処理をうながす対策を十分にとる必要がある。

(3) 移管された自治会側の業務に関して、行政文書の配布機能は満足できる状態か？

平成20年10月現在、会員加入数44,894 配布数 49,254世帯に対して、流山市全体では63,239世帯と推定される。従って、全世帯に行政文書が行き渡っているわけではないが、自治会未加入者への文書配布の自治会への委託は一定の評価はされるべきである。この改善を各自治会に要請するのも1つの対策ではあるが、未加入者に配布すべき行政文書が年に数えるほどでは(ごみカレンダーくらい?)ないかということから、池田市のように市が委託業者を使って配布することも行政サービスの公平性の観点からも検討すべきではないか？未加入者へも配布物を新聞折込の場合、年2回なら費用的に安くなる。

なお、自治会経由の行政文書配布世帯割合の約78%は、広報の新聞折込みによる世帯配布世帯率の約86%より低い。

以上

行政連絡員制度に関して他市の状況

1. 非常勤特別職としての行政連絡員など

流山市 名称 行政連絡員 概要は、資料2参照。

木更津市 名称 市政協力員

当該地域内の互選により選出、2年の任期で市長が委嘱、非常勤特別職の公務員の立場で、市行政の周知伝達、簡易な調査報告、各種文書の配布、地域住民の建設的意見の連絡などを主なものとして活動している。

報酬 一律年額7万円

那須塩原市 名称 行政連絡員

事務 (1)市の伝達及び連絡事項の周知徹底に関すること。
(2)市の文書の配布に関すること。(市の広報紙の配布も含む。)

(3)市が行う簡易な統計調査に関すること。

(4)区域内住民の福祉に関すること。

(5)その他市長が必要と認めること。

報酬 年額 均等割(4万円)+班数割(1~3万円)+戸数割(1戸750円)

取手市 名称 市政協力員(地域と行政の連絡役として委嘱している。)

市政協力員は、市からの連絡事項の周知伝達・地域内のコミュニティづくりなどを推進するとともに、各地域の課題や問題点の把握、市への要望や意見の調整をおこなう。また、市政協力員は、赤十字奉仕員、福祉委員、市民憲章実行委員も兼ねており、募金活動や市民憲章の推進に取り組む。

報酬 300世帯以下、年25万円 301~500以下、27万円 501以上、29万円

その他 市政協力員連絡協議会が存在

2. 市政協力員(非常勤特別職でない)

松戸市 391の自治会、406の市政協力委員、12地区長

市政協力委員は、昭和29年4月に、市行政の円滑な運営と民主的で明朗な市民生活を確立するため、市と市民とのパイプ役として誕生した。

地域の住民(町会、自治会、管理組合など)から選挙や推薦により選ばれた者を、市長が市政協力委員として委嘱する。

市と市民(地域住民)のパイプ役として、いろいろな情報や要望などの行政連絡を主な職務とし、地域のリーダーとして活躍。市政協力委員が地域での活動をより円滑に行えるように、市内12地区に「地区会」が構成され、各地区会の市政協力委員の中から選ばれた「地区長」により市政協力委員連合会が組織されている。市政協力委員は、地域コミュニティや市政協力委員活動の活性化を図るために『地区長会議、市政懇談会』を開催するなど、市政協力委員制度が円滑に機能するため諸事業を行っている。

報酬:基本的には、市政協力委員は、ボランティアの位置づけであるが、パイプ役としての職務を考慮して受持ち世帯割の手数料が支払われている。

佐倉市 自治会長などが自動的に、市政協力員となる。(無償) 従来の連絡長制度(有償)は廃止。(平成18年度)

市から連絡長に依頼していた、①行政連絡文書の回覧②防犯指導員、日赤協賛委員などの各種委員の推薦は、自治会などへ委託となった。

3. その他(行政連絡員などなし)

行政協力依頼先、自治会長及び自治会

野田市

行政協力依頼先、自治会

千葉市、柏市、市原市、八千代市

同上

船橋市、我孫子市、浦安市

行政協力依頼先、自治会連合

市川市、鎌ヶ谷市、習志野市

近隣では、三郷市、吉川市でも非常勤特別職の行政連絡員などはない。

4. 久喜市の区長、区長代理制度

4-1. 区長の仕事 職務範囲、かなり広範囲

区長は、自治会などの協力を得ながら、行政区のみなさんと市との連絡機関として、主に次のような仕事をしている。

(1) 広報紙などの配布

市が月2回発行している広報くきを始めとする印刷物の全戸配布

(2) 土木事業に関すること

行政区内の道路や水路整備工事などの際の連絡調整や道路の清掃作業に関することなど

(3) 環境衛生に関すること

行政区内の環境整備、ゴミゼロ運動への協力、不法投棄や空き地の雑草などの苦情などに関すること

(4) 交通安全に関すること

道路標識、信号機、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設設置の要望など

(5) 防犯に関すること

防犯灯の設置の要望や防犯灯の維持管理など

(6) 社会福祉事業に関すること

赤い羽根共同募金及び歳末助け合い共同募金活動の協力など

(7) 担当区に直接関係する行政事務に協力すること

日本赤十字社員増強運動、社会福祉協議会会員募集、敬老会事業等に関する協力など

4-2. 区長等の報酬

区長：基本額7万円+1世帯当たり800円×世帯数

区長代理は半額

5. 行政連絡員制度の歴史的経緯(森裕亮氏)

戦後、GHQによって部落会、町内会が廃止され、公に町内会を行政協力組織として使えない状況から生まれてきた制度である。

行政連絡員制度も含まれる行政協力制度は、地域住民から自治体行政への「下意上達」ではなく、自治体行政の「上意下達」のしくみであり、便利で効率的な手段として使われてきた。

1969年当時では、行政連絡員を置く市は、75%強と高率であり

1980年の自治省調査では約73%と高率を維持も

2000年の森氏の調査では、約20%と低下している。

その後も佐倉市のような廃止の事例が見られるので、更に低下していると推定される。

→ 歴史的使命を終えたと言えるかも知れない。

6. 参考情報(行政職員が連絡員)

6-1. 新座市の行政連絡員制度

市では、平成18年4月1日から、一人での外出が困難な高齢者や障がいのある方を対象に、市職員が住民票などの証明書類を直接自宅に届ける行政連絡員制度を実施している。

6-2. 北海道滝川市の地域連絡員制度

職員が、行政と市民とのパイプ役となっている。69名程度。行政からの一斉発送文書の配達活動により、「身近な職員、身近な行政」として、町内会長はじめ地域住民とコミュニケーションを図っている。

以上